

通達甲（交. 総. 企1）第1号
平成22年1月5日
存続期間

各所属長 殿

交通部長

警視庁警察署交通執行警察運営規程の運用について

〔沿革〕 平成 26年 10月 通達甲（交. 総. 企1）第18号改正

このたび、警視庁警察署交通執行警察運営規程（平成22年1月5日訓令甲第1号。以下「規程」という。）が制定され、平成22年2月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

記

第 1 制定の趣旨

交通執行警察については、警視庁警察署外勤交通警察運営規程（昭和40年1月4日訓令甲第1号。以下「旧規程」という。）に基づき運営してきたところであるが、近年の交通情勢、組織体制等が旧規程制定当時と比較して著しく変化していることにかんがみ、現下の交通情勢に的確に対処し、交通執行警察の効果的な運用を図るため、新たに規程が制定されたものである。

第 2 運用上の留意事項

1 用語の定義（第3条関係）

車両とは、自動車、原動機付自転車及び自転車をいう。

2 交通要点の指定（第6条関係）

署長は、管内の道路状況、交通量の実態、交通事故及び交通渋滞の発生状況、市街地構成その他諸般の状況等を勘案した上で、交差点のほか次に掲げる場所のうち、真に必要なものを交通要点として指定するものとする。

- (1) 交通事故が多発している場所
- (2) 重大交通事故の発生場所
- (3) 慢性的な交通渋滞の発生場所
- (4) 学童通学路上で、交通状況から交通街頭活動を重点的に行う必要がある場所
- (5) その他交通街頭活動を重点的に行う必要がある場所

3 交通街頭活動実施上の留意事項等（第7条関係）

- (1) 交通執行警察官は、常に受傷事故防止に配慮して、耐刃防護衣、背負い等を装着するとともに、必要に応じ、けん銃を携帯して交通街頭活動を行うものとする。

- (2) 交通執行警察官は、交通立番に当たっては、警笛の吹鳴、手信号等を明確に行うものとする。
- (3) 交通執行警察官は、平素から信号機の制御操作及び手信号による交通整理技能の向上に努めるものとする。
- (4) 交通執行警察官は、交通街頭活動を通じて交通安全施設等の異状を認めた場合は、速やかに主管係に報告するとともに、適切な措置を講ずるものとする。
- (5) 交通執行警察官は、交通の指導取締りに当たっては、冷静な態度と明りょうな言葉遣いで応接するとともに、違反事実、交通反則通告制度に基づく手続等の説明については、簡潔かつ正確に行い、迅速な処理に努めるものとする。

4 勤務制（第8条関係）

署長は、白バイ乗務員以外の警部補又は巡査部長の階級にある警察官を交替制勤務に従事させる場合は、交通執行警察活動に支障が生じないように配慮するものとする。

5 勤務基準（第9条関係）

- (1) 署長は、管内の交通実態を踏まえ、必要に応じて交通執行警察官を時差出勤させることができる。
- (2) 交通立番及び交通警らの時間は、原則として1時間単位とするものとする。ただし、2時間以上にわたる場合は、2時間目以降の時間のはじめに、連絡等のため10分を限度に待機させることができる。
- (3) 白バイによる交通警らの時間は、原則として1回につき2時間30分を限度とし、1日を通じて5時間以内とするものとする。

6 当日計画（第10条関係）

- (1) 当日計画の策定に当たっては、管内の交通実態、住民の要望等に即した実効性のある計画を策定するとともに、隣接警察署、各交通機動隊その他関係所属との調整を図るものとする。
- (2) 当日計画は、交通執行警察官のうち警部補（警部補が不在の場合は交通を担当する警部。ただし、島部警察署にあっては交通を担当する係の警部補。以下同じ。）の階級にある者が、別記様式第1号の「交通執行警察当日計画・実施表」により、勤務の前日までに策定するとともに、当日の勤務終了後、速やかに実施結果を記入するものとする。

7 勤務の変更（第11条関係）

交通執行警察官は、勤務の変更の際し、急を要する場合で交通執行警察官のうち警部補の階級にある者の事前の承認を受けるいとまがないときは、事後速やかに報告するものとする。

8 幹部の責務（第13条関係）

交通執行警察官のうち警部補の階級にある者は、当日計画に基づいた適正な配置運用がなされているか確認するとともに、交通執行警察活動を率先して実践し、これを通じて部下の指導監督に当たるものとする。

9 転用（第14条関係）

署長は、交通執行警察官を3週間を超えて転用をしようとする場合は、交通部長（交通総務課交通企画第一係経由。以下同じ。）に別記様式第2号の「交通執行警察官転用上申書」により上申し、承認を受けなければならない。

なお、転用を解除した場合は、速やかに交通部長に電話により報告するものとする。

交通執行警察当日計画・実施表 （別記様式第1号）

交通執行警察官転用上申書 （別記様式第2号）

別記様式第1号

	署長	副署長(次長)	課長	課長代理	係長
計 画					
実 施					

交通執行警察当日計画・実施表 (月 日 曜日)

(天候)

行 事		指 示 事 項																													
勤 務 重 点		特 別 取 締 り																													
担当	階 級	氏 名	配 置 場 所 等	出 勤 時 間	時間	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	備 考	
外 勤					計画																										
					実施																										
						計画																									
						実施																									
						計画																									
						実施																									
					計画																										
					実施																										
機 動 警 ら					計画																										
					実施																										
						計画																									
						実施																									
						計画																									
						実施																									

注1 計画及び実施欄には、勤務内容を記載すること。
 2 項の数は、必要により変更することができる。
 備考 用紙の大きさは適宜とする。

上申（ ）第 号
年 月 日

交 通 部 長 殿

警 察 署 長

交通執行警察官転用上申書

転用者	係	
	階級	
	氏名	
転用期間	年 月 日から 年 月 日まで(予定)	
転用先	係 捜査本部等	
	任 務	
転用理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。